

台湾における現地情報

2021年9月14日

株式会社フェアコンサルティング

坂下 幸紘

【台湾での新型コロナウイルス感染状況】

台湾では、5月に入ってから域内感染が広がり、第三級（第四級が最も厳しく外出制限がかかる）の警戒態勢が続いていました。しかし、現状では台湾全土の一日の感染者数が数名程度と低い水準が続いており、7月27日から第二級に緩められて以降、学校の再開、飲食店の店内飲食の再開等緩和が行われ、ほぼ5月以前の日常が回復しつつあります。ただし、店内飲食における人数制限、ソーシャルディスタンスの確保などにより、飲食業を中心として業績への影響は引き続き避けられない状況です。また、9月20日までこの第二級措置が続く予定です。

また、デルタ株流入を警戒し、海外からの台湾渡航の原則禁止・ビザ発給停止措置は引き続き継続され、再開のめどがたっていないなど、先が見通せない中でビジネスへの影響は今後も続く見通しです。

【台湾への入境制限】

2021年5月19日から原則としてすべてのビザの発給を停止しており、第二級警戒態勢に下げられた7月27日以降もこの措置は継続されています。そのため居留証を持たない外国人の一時的な出張、長期滞在を前提とした駐在とともに、現在日本から台湾に渡航することはできません。また再開のめども立っていません。

【ノービザ滞在の再延長措置について】

8月11日内政部移民署は2020年3月21日以前に台湾に合法的に入境し、滞在期間が180日を超える場合は、30日間の滞在期間延長（14回目）を発表しました。延長には特段の手続きは不要であり、自動で延長されます。これにより既に台湾にいながら本来の滞在期間が過ぎてしまっていた外国人は、引き続き台湾滞在が可能です。ノービザ延長措置で滞

・感染者・死亡者速報通知(2021年9月13日付)



在している日本人は自身がいつまで滞在可能か再度確認することをお勧めします。

【中間納税の免除申請】

台湾では多くの企業が12月決算ですが、その場合9月が中間納税となり、基本的には前年度納税額の50%を暫定納付します。しかし新型コロナ感染拡大により業績に影響を受けた企業は「紓困振興特別條例」に基づき、以下の条件のもと、中間納税の免除申請を行うことができます。

- ・ 紓困振興特別條例第9条3項に基づき、補助、補償、振興策を受けた者
- ・ 新型コロナ感染拡大により、短期間に営業収入が減少した者

また、昨年において中間納税が免除となっている企業、または法人税、営業税等各種税目の納税猶予、分割納税の承認をすでに得ている企業は、改めて中間納税免除の申請を行わなくても、自動で適用されるとしています。